

## 中央労働災害防止協会役員候補者の公募について

中央労働災害防止協会役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

- 1 公募を実施する法人  
中央労働災害防止協会
- 2 公募する役員候補者の役職
  - (1) 理事長(常勤) 選任予定 1名
  - (2) 監事(非常勤) 選任予定 1名
- 3 就任予定日、任期  
平成23年6月1日、任期2年(再任されることがあります。)
- 4 職務内容等  
職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
- 5 必要な資格、経験等  
職務内容書をご覧ください。
- 6 選考の視点  
職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。
- 7 選考方法
  - (1) 第一次選考(書類審査)  
選考結果は、平成23年4月中旬までに、その合否を応募者全員に連絡します。
  - (2) 第二次選考(面接審査)  
選考委員会による面接を4月下旬に行う予定ですが、詳細は第一次選考合格者に対して個別にご連絡します。  
第二次選考の結果は、第二次選考終了後、その合否を第二次選考を受けた方全員にご連絡します。

(3) 役員への選任手続き

第二次選考合格者は、理事会の議決を経た上で総会における役員選任の候補者となり、総会の議決を経て選任される予定です。

8 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書・職務経歴書

- ・ J I S規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付してください。
- ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを記載してください。
- ・ 職務経歴書は、任意様式により、職務経歴（職務内容書の「5 必要な資格、経験等」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。

イ 自己アピール文書

- ・ テーマ

[理事長]

「特別民間法人である中央労働災害防止協会の課題をどのように認識し、自らの経験・知識をどのように活かし、理事長としていかなる貢献ができるか」

[監事(非常勤)]

「自らの知識・経験を中央労働災害防止協会の職務にどのように活かせるか」

- ・ A4用紙2ページ、2,000字程度

(2) 応募期限

平成23年3月28日(月)(必着)

(3) 応募書類送付先

〒108-0014

東京都港区芝5-35-1

中央労働災害防止協会総務部総務課

応募書類は必ず簡易書留により公募期間内に到着するように送付してください。また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書きしてください。

9 応募に関する問合せ先

中央労働災害防止協会総務部総務課（三田村、中野）

電話番号 03（3452）6841

10 その他

- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報の本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

## 職 務 内 容 書

### 中央労働災害防止協会 監事（非常勤）

#### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当協会は、「労働災害防止団体法」に基づいて設立された特別民間法人であり、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて労働災害の防止に寄与するという公共的使命を有し、労働災害の防止に向け、経営トップ、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした安全衛生に関する各種教育研修の実施、事業場の安全衛生状態の診断等の安全衛生技術サービスの提供、安全衛生活動に役立つ図書等の作成・頒布や安全衛生情報の提供等の業務を実施している。

行政における事業仕分けの結果、今後、当協会に対する国費の投入が大幅に削減されることが予定されていることから、労働災害防止への寄与という公共的使命を果たすためにも、当協会としては、事業体としての自立を図っていくため、自主事業収入の大幅な増加と各種の経費の削減による支出の抑制を通じ、事業収支の改善を図っていく必要がある。

監事は、このような状況の中で、当協会の業務及び経理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査することが必要であり、業務状況、財務状況や決算状況の監査に精通し、公正・中立に監査業務を遂行できる人格高潔な人材が求められる。

#### 1 法人名

中央労働災害防止協会

#### 2 法人の業務概要

当協会は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、労働災害の防止に寄与することを目的として、以下の業務を実施している。

- (1) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の普及
  - ・関連する研修会の実施、事業場への個別支援、基準に適合する適切なOSHMSの認定
- (2) 安全衛生に関する各種教育研修事業の展開

- ・経営幹部、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした各種教育研修の実施、ゼロ災運動の普及促進
  - ・全国産業安全衛生大会の開催
  - ・事業場で安全衛生教育に従事する指導員の養成
- (3) 労働者の心身両面の健康づくりの支援
- ・健康づくり及びメンタルヘルスに関する研修会の実施、講師派遣
  - ・ヘルスアドバイスサービス
- (4) 事業場の安全衛生状態の診断、有害物質の分析等の安全衛生技術サービスの提供
- (5) 化学物質の有害性調査のための試験
- (6) 安全衛生活動に役立つ図書等の作成・頒布、安全衛生情報の提供
- (7) 海外の安全衛生情報の提供と国際協力

これらの業務を実施するため、当協会は、本部以外に、当協会の業務を一定の地域ごとに処理するための地区安全衛生サービスセンター(全国7センター・2支所)、事業場で安全衛生教育に従事する指導員を育成する安全衛生教育センター(東京・大阪)、化学物質の有害性調査のための試験を行う日本バイオアッセイ研究センター等の施設を置いている。

### 3 任期

平成23年6月1日～平成25年5月31日(2年。再任されることがあります。)

### 4 職務内容

当協会の業務及び経理の状況に関し、次に掲げる事項が適正かつ効率的に行われているかどうか、実地及び書面をもって監査を行い、その監査の結果を総会に報告する。

- (1) 関係法令、規程、達等の実施状況
- (2) 事業計画の実施及び収支予算の執行の状況
- (3) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び収支決算書の適否
- (4) 財産の取得及び管理の状況
- (5) 業務の効率化及び経営の合理化の状況
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

### 5 必要な資格、経験等

- (1) 中立・公正な立場から監査をできるよう、周囲の誤解を招くような言動を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すると認められ

る者であること。

- (2) 業務状況、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの業務に従事した経験を有し、業務状況、財務状況や決算状況の監査に精通していると認められる者であること。
- (3) 労働安全衛生に関する知識を有していることが望ましいこと。
- (4) 原則として就任日（平成 23 年 6 月 1 日）時点で満 65 歳未満であること。

## 6 勤務条件

- (1) 勤務形態 非常勤（週 1 日程度及び監査に必要な日数）
- (2) 勤務地 当協会本部（東京都港区芝 5-35-1）
- (3) 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給 与 年収 288 万円  
交通費（実費支給）
- (5) その他 当協会の規程等に定めるところによる。